

## 家電製品の容器包装識別表示について

識別表示のルールを  
見てみましょう



プラスチック製包装材と紙製包装材には「資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）」で識別表示が義務化されています。

### 1. 表示対象：箱、袋、緩衝材、保護シート等

※一般家庭向け製品の段ボールを除く紙製、プラスチック製の包装材。業務用製品の包装材に識別表示は不要。



プラマーク



紙マーク

### 2. 表示方法：個々の包装部品に表示

同時に廃棄される包装材は、一括表示も可。

カートンへの  
一括表示例



緩衝材・袋・シート  
乾電池用フィルム  
保護フィルム  
バンド

### 【注意】

「保証書の袋」は廃棄するタイミングが他の包装材と異なるのでカートン等への一括識別表示は不可。



### ●特記事項

- ・ [容器包装識別表示等に関する家電業界のガイドライン](#)（一般財団法人 家電製品協会）
- ・ [包装形態別の一括表示](#)（一般財団法人 家電製品協会）
- ・ [家電製品包装における表示事例集](#)（一般財団法人 家電製品協会）